正論

司法試験の受験は法学修士に

大学院教育の充実こそ急務

独協学園理事長　木田　宏

法曹の人材養成が課題

新たに設置された大学審議会で、大学院の充実と改革が優先的に取り上げられようとしている。既に、遅きに失しているとはいえ、誠に喜ばしい。速やかに、積極的な施策が提言され、実行に移されるよう期待したい。

戦後の教育改革で最も方向を過ったものは、大学制度の改革であった。旧来の専門学校に大学の名称を与えて、その教育内容を充実し、専門教育の普及を図ったことは、わが国今日の発展に寄与するところ少なくなかったが、旧制大学を新制大学に短縮して、大学院の整備を怠ったことは、大きな禍根を残している。高度の人材養成と学問研究の体制整備に遅れを取り、今日の経済社会の発展に対応出来ていないところが少なくないからである。

今日大学院に在籍する院生の数は、漸増して漸く七万四千人となった。しかし、これは戦時中の学部学生数とほぼ同様の大きさに過ぎない。即ち、戦後このような経済社会の発展を遂げたわが国で、高度の人材養成については、殆ど発展充実を見るところ無かったと言うべき状況にある。

かくして、今後の高度な国際化社会に対応すべく大学院の整備が急がれるのであるが、その際留意しておくべきことは、大学院が研究者のみを養成する所ではなく、社会の必要とする専門家の養成にも対応しなければならないということである。

その当面する具体的課題の一つとして急がなければならないものに、法曹の養成がある。

求められる運命共同体

現在法務省に設けられた法曹基本問題懇談会で、司法試験の改革が取り上げられ、法曹の将来を下するものとして論議されている。その検討資料を見ながら、論議の前提に基本的な問題があるとの感を強くした。それと言うのも、第一次、第二次の試験を通して、学部卒の法学士が法学教育の最高資格であり、その法学部が、「法曹三者と運命共同体である」との見解が取られているように思えるからである。

旧制の法学部であるならばともかく、今日三万五千人の入学定員、総数で十四、五万の学生を擁する法学部が、法曹三者と運命共同体であるということは無理である。法学教育に法曹界の運命共同体を求めるとすれば、それは、法律学の大学院でなければなるまい。

司法の世界は社会の安定勢力たるべきものであるから、自ら社会の先頭に立って歩むことはないにしても、社会の発展に対応して、その諸機能に対する高い理解を持ち得るのでなければ、職責を果たしうることにはならないであろう。

今日専門的な職種においては、博士の所有者でなければ、一人前と認められえない所まで、社会一般の基礎資格が高まっている。医師、教授、研究者、高度の技術者、教会の牧師などがそうである。また、セールスマンも、博士号を持たないでは、国際的な販売競争に遅れを取ると言われるようになった。これが今日の実情である時、社会のエリートを以て任ずる法曹の基礎資格が、それより低くて良いという論理は成り立つ筈もあるまい。

また、法曹の活躍すべき領域が大きく拡がっているとき、その養成数が旧来のまま、四、五百人に据え置かれて良いわけではあるまい。大幅な増員が必要であると思われる。

このように、法曹界に知的水準の高い人材を多数迎え入れなければならなくなっているとき、年齢や受験回数の制度など、試験方法の技術的な改正で対応しようとするのは、到底無理である。今日の法学教育を前提とするのではなく、法曹のあるべき資格を明確にして、法学教育の改善充実を図らなければならない。

国際水準に高める契機

それゆえ、当面の改善措置として、司法試験の受験資格を法学修士の取得者に改めることを提言したい。そして、法曹界が法学教育と運命共同体であると言うのであれば、その教育内容に必要な要請を行って当然である。大学もまた、それに応えて大学院教育を適合させ、法曹界の必要とする人材の養成に努めるべきものであろう。

米国のロースクールは、四年制大学の卒業生が入学する三年の課程の大学院であるが、法曹界が自らの資質を高めるために、大学当局を動かして、整備させたものと言われている。わが国においても、法曹三者が一体となって要請すれば、法学の修士課程を整備し、その内容を法曹に相応しいものとすることは、決して難しいことではあるまい。

このように大学院教育と連動して司法試験の受験資格を改善するならば、今日指摘されているかなりの問題点が改められていくであろう。

まず、受験者が精選されてくるであろう。その必要性が強調されている教養教育の充実を求めることもできる。また、不可欠とされる民訴、刑訴を試験の必須科目として出題することも可能となる。当然ながら、入社試験の箔付けに司法試験が利用されることも避けられるであろう。出題の仕方にも改善工夫が加え易くなること言うまでもない。

このように、法曹の人材養成に即して、法学の大学院教育を改善充実し、それを広く一般の学卒者に開いて行けば、司法試験の改善に資するばかりでなく、従来軽視されてきた社会科学の大学院教育を国際的水準に高める契機となるであろう。

（きだ・ひろし）